

第10次南相馬市交通安全計画（素案）についての概要

意見等の提出期間 1月15日（月）～2月7日（水）

素案の公表場所（閉庁日、休館日を除く）

生活環境課、市民課総合案内窓口、各区役所市民福祉課、
各生涯学習センター、市民情報交流センター、市ホームページ

公表期間 1月15日（月）～2月7日（水）

提出先・問合せ

〒975-8686 原町区本町二丁目27

南相馬市役所生活環境課 ☎24-5240 FAX23-0311

✉seikatsukankyo@city.minamisoma.lg.jp

◆計画の趣旨

本市では、交通安全対策基本法に基づき、これまで9次にわたり「南相馬市交通安全計画」を策定し、国、県、関係機関及び団体等の協力を得ながら、各種交通安全施策の実施に取り組んできましたが、このたび、平成29年度から4年間を計画期間とする、「第10次南相馬市交通安全計画」（案）を作成しました。

この計画は、人命尊重の理念のもとに、交通事故のない社会、安全で安心して暮らせる南相馬市を目指すため、総合的な交通安全施策を推進するための計画とし、南相馬市民の安全確保を図ることを目的としています。

◆計画の概要

○基本理念

- ①交通事故のない社会を目指して
- ②市民参加の推進
- ③関係機関や団体相互の連携・協力の推進
- ④効果的・効率的な対策の推進

I 重点施策

- ①高齢者及び子どもの交通事故防止
- ②自転車の安全利用
- ③シートベルトの着用の徹底
- ④交通安全意識の向上
- ⑤復旧・復興事業関連の交通事故防止

II 分野別施策

- ①交通安全思想の普及徹底
- ②道路交通環境の整備
- ③道路交通秩序の維持
- ④救助・救急活動の充実
- ⑤被害者支援の充実と推進

III 踏切道対策

- ①踏切道の構造の改良の促進
- ②踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置